

資料2

多文化共生の推進に関する意見交換会（第3回会合）

平成21年12月4日

【山脇座長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから多文化共生の推進に関する意見交換会の第3回会合を開催したいと思います。

本日は、皆様お忙しい中、御出席ありがとうございます。

まず最初に、事務局から本日の出席者について御連絡をお願いいたします。

【事務局】 本日の出席者に関してですが、議会中ということで、欠席もしくは代理出席の方がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。

まず、磐田市の村松課長ですが、本日、議会のため、代理も難しいということで、御欠席という形になっております。

また、宮城県の犬飼課長ですが、代理で見田主任主査に来ていただいております。

最後に、大阪市の平井課長も公務ということで、大野係長が代理に来ていただいております。以上でございます。

【山脇座長】 ありがとうございます。

続きまして、本日の議事に入る前に、事前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

議事次第等のほかに、資料1-1で神奈川県資料、資料1-2で愛知県資料、そして、資料1-3で新宿区資料、さらに、一番最後、資料2で前回の会合の議事録案がありますでしょうか。不足等ありましたら、事務局にお伝えください。

なお、第2回の議事録案につきましては、既に皆さんから内容確認をいただいたと伺っておりますので、これを総務省のホームページに公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【山脇座長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議題であります、地方公共団体の取組事例紹介に移らせていただきます。本日は、前回に引き続き、本意見交換会における地方公共団体メンバーのうち、神奈川県、愛知県、それから新宿区の取組事例を御紹介いただきたいと思います。それぞれ取組事例の紹介を15分程度でお願いしまして、その後に質疑応答を15分取る、前回同様のスケジュールで進めていきたいと思っております。

では、まず神奈川県からお願いいたします。

【川口課長】 皆さん、おはようございます。神奈川県国際課長の川口でございます。15分間で簡単にまとめたいと思いますので、もし質問があれば、後ほど聞いていただければと思います。

私の部局ですけれども、一番最後のページの「担当部署の設置状況」にありますとおり、県民部の国際課です。国際関係の部局という点では、昭和51年に渉外部という基地の対策と国際関係を行っていた部署に国際交流課ができて、その後、国際課に改称された後、県民生活に密着したものを扱うという県民部に移管され、今の状況になっております。

2ページをお開きいただけますでしょうか。まず神奈川県の現状ですが、外国人登録者の増加・定住化の傾向がございます。1990年の入管法改正以降2008年までの間に、グラフを見ていただくと伸びがわかるかと思いますが、外国人登録者が2.25倍、そのうち定住者が1.89倍に増加しています。なお、定住者には、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者、特別永住者を含んでおります。

国籍の特色ですけれども、いわゆるオールドカマーやニューカマー、そして、神奈川県の特徴として、インドシナ難民が混在しているという状況がございます。下の円グラフで現在の状況を見ていただきますと、1番目が中国、次いで韓国・朝鮮、3番目がフィリピン、4番目がブラジル、5番目がペルーとなっております。国全体の上位5カ国と同じですけれども、フィリピンが3番目と多いのが全国との違いです。例えば静岡県や愛知県ですと、ブラジル、ペルーの方の占める割合が非常に大きいと思いますが、いわゆる日系の方の割合が比較的小さいというのが、神奈川県の特徴です。

また、パーセンテージとしては少ないですけれども、インドシナ三国（ベトナム、ラオス、カンボジア）の登録者数が全国で一番多いということも特色です。これは、過去、大和市にインドシナ難民の受け入れの定住促進センターが置かれておまして、そのまま県内に定住された方が多いところです。ベトナムに関しては、最近は新たな方が、留学や研修という形で来ていますので、全国の15%程度が神奈川県にいますけれども、ラオス、カンボジアに関しては、全国の登録者数の半分以上の方が神奈川県に外国人登録をしているという現状がございます。

次のページをお開きいただきまして、地域社会の状況です。

まず特色の1つ目といたしまして、活発にボランティア活動が行われているということがございます。NPO法によるNPO認証法人2,324のうち「国際」分野が約260程

度となっています。それから、日本語学習支援はボランティアの力に負っているところが大きくなっていきまして、ボランティアベースの教室が県内に約190、団体数ですと160となっています。また、他に子ども向けの学習補助教室とか母語教室で、ボランティアベースで行われているものが県内にございます。

また、2つ目の特色といたしまして、民族団体等による自助活動というものが盛んであることがあります。例えば、中国ですと、横浜華僑総会という華僑の方の団体があります。それから、韓国・朝鮮に関しては、民団神奈川県地方本部、それから、朝鮮総連神奈川県本部があります。これらが非常に大きい3つの民族団体ですが、昔から同胞のための自助活動を行ってきたという歴史がございます。また、フィリピンですと、自助グループの「カワヤン」ですとか、ブラジルですと、これはNPO法人ですけれども「ABCジャパン」といったところが、県の国際課とも連携を取りながら活動しているという現状です。

3つ目の特色といたしまして、極端な集住地域がない点在型であるということが言えます。資料で赤いところが愛川町というところですが、ここで6.73%です。非常に小さい町ですけれども、町内に工業団地がありまして、ブラジル、ペルー国籍の方が非常に多いという現状です。また、2番目が緑のところは綾瀬市です。市内、それから近隣に工場がありまして、ここも日系の方が多く、ブラジルの方が約3割というような状況です。ほかの集住地域と言いますと、横浜市の中でもみなとみらいなどがある中区については、11%が外国籍の住民ですが、中華街があり、中華学校もある関係で、大体約半数の方が中国籍の方であるという現状です。また、川崎市の川崎区ですと、戦前からのコリアタウンがあるということで、登録者の約4割が韓国・朝鮮籍となっています。このように、非常に地域によって外国籍の方の構成が違ってございまして、また、極端な集住地域もない点在型ということができます。

次のページをお開きいただきまして、神奈川県が多文化共生施策の方向性です。神奈川県国際施策推進指針として、4つの基本目標を掲げておりますけれども、この中で、「多文化共生の地域社会づくり」、それから、「県民等の国際活動の支援、協働・連携の促進」ということを掲げまして、県の方針の中でも多文化共生施策、それから、県民との協働を通じた国際活動の推進というものを位置づけております。

次のページにお進みいただきまして、代表的な取組を幾つか御紹介させていただきます。

まず外国人居住支援システムです。民間とNPO法人との連携で行っていますが、これは後で御紹介いたします「神奈川県外国籍県民会議」の提言の中から実現したものです。元々

は、不動産業の方々に外国人に対する理解が乏しく、住居を探すのが非常に難しい、また、日本独特の不動産システムが外国人に非常にわかりにくいということで、そういったことに対応するために、できたものです。資料の概念図で、中央に「かながわ外国人すまいサポートセンター」とございます。これはNPO法人で、通常「すまセン」と呼んでおりますけれども、この団体と不動産業界、民族団体、国際交流協会、NPOが連携いたしまして、「外国人居住支援ネットワーク運営協議会」を設置しています。ここで手を挙げてくれた不動産屋さんを「すまいサポート店」に指定いたしまして、外国人が困った場合にはそこをあっせんするというような形で、連絡・調整をやっています。また、この「すまいサポートセンター」に、県の委託事業で不動産業者に対して対応の仕方、仕組みなどの研修を行っていただいています。現在、県内に233の「すまいサポート店」がありまして、不動産店全体の2%程度が登録に応じていただいている状況です。

次のページは医療通訳派遣システムです。これもよく神奈川県の特徴ある取組として取り上げていただくことが多いですけれども、日本語を母語としない外国籍の患者さんが安心して医療を受けられるように、協定を結んだ医療機関から派遣の依頼を電話で受けまして、通訳相談窓口のコーディネーターが登録している医療通訳派遣スタッフの言語や居住地のマッチングを行い、医療通訳スタッフを確保した上で、患者さんのもとに派遣するというような取組で、MICかながわというNPOと神奈川県が協働して行っています。

具体的には、これは県内の任意団体として県と市町村が医療通訳派遣システム自治体推進協議会をつくっておりまして、ここがMICかながわに対して負担金を支払う、また、派遣を依頼した病院に対して、1件あたり3,000円の負担金を、通訳に対する謝礼として負担していただくことで、ネットワークを動かしています。派遣実績ですけれども、2008年で2,666件の御利用をいただいております、ただいま10カ国語で運営しています。

次のページにあります「外国籍県民かながわ会議」ですが、先ほどの居住支援事業、医療通訳、これらはいずれもこの会議の提言の中から実現したものです。平成10年（1998年）に発足しまして、外国籍県民の方々が県政に参画する場を確保するという一方で、始まった取組です。県内の外国人登録者数に基づいて、国籍のバランス、居住地域のバランスを考えた上で、公募に応じた方の中から委員を2年間委嘱するという形にしており、最終的には知事に対して提言をしていただくという形になっています。特色としましては、行政がおぜん立てをした議題設定を基に会議をするというのではなく、まず何を議論すべきかを委員自身が話し合っつけり上げていく、そういう運営方式となっております。

次のページにありますあーすフェスタかながわ、これは10年前からやっているイベントで、多文化共生を県民に対してアピールする。また、いろいろなバックグラウンドを持った外国籍県民の方々が一堂に集まって、多文化共生について考えていくという場です。実行委員会形式で、いろいろな主体の連携で運営するという形になっています。この中には、先ほど申し上げた華僑総会、民団、総連などの民族団体、地元のJICA、NGO、地元町内会が入っています。最近ですと、ベトナム・カンボジア・ラオス、インドシナ難民の方々のコミュニティにも入っていただきまして、どこかのイベント会社に委託するという形ではなくて、一からこの実行委員会、企画委員会がつくり上げていくというのが、このイベントの特色となっています。

次のページの「かながわ自治体の国際政策研究会」ですが、県と市町村が連携した研究会をやっております。本県の場合、地域によっていろいろ事情も違いますし、特に小規模の市町村ですと、なかなか自分たちのところで考えていくことが難しいものを連携して、みんなで議論をするということです。現在は2008年から「災害時外国人住民支援の検討」ということで、災害が起こったときの災害多言語支援センターの設置訓練について検討しております。2～3年かけて議論をいたしまして、最終的には「サラダボウル」という報告書を作成することになっています。

次のページへ行きまして、今後の新たな取組例ですが、まず、外国籍児童・生徒等に対する日本語学習支援について、総合的な支援事業をやろうと考えています。定住化に伴いまして外国籍児童・生徒は増えていますが、なかなか日本語学習が追いついていない。例え話せたとしても、学習についていけないというような状況があります。また、大人も、失業したときに日本語ができないと新たな職を探すのが難しい。こういうことで、日本語学習支援が大きな課題になっています。最初に申し上げましたが、日本語教室はボランティアに負っている部分が非常に大きいことありまして、ボランティア人材の養成・確保ですとか、NGO、NPOと市町村自治体との連携不足、また、実際に学校で国際教室で指導にあたられている先生方がノウハウをあまり蓄積していないといった中で、個別に苦労しながら対応されているといった、支援の不足という課題がございます。その中で、それぞれで個々に頑張っている主体の方々をネットワーク化するというか、コーディネートをするような取組が必要なのではないか。現在、地球市民かながわプラザという多文化共生の拠点施設を県で持っていますけれども、その中で、外国人教育相談として、教育コーディネーターが学校の先生や外国製の児童・生徒、親御さんの相談に乗るという

取組を既にやっています。これを拡大し、人員ももうちょっと厚くしまして、それぞれの学校、市町村、支援組織をコーディネートしながら、情報ですとか、ノウハウを蓄積していくという取組を進めていきたいと考えています。

次のページですけれども、今後の課題としましては、情報伝達をどのように効果的にやっていくか。また、生活支援の中で、総合的な相談体制をどうしていくのか。非常に事案が複雑化していますので、いろいろなところが連携して対応していく必要があります。さらに、多文化共生の地域づくりのため、外国籍県民がどのように参画していくか。また、受け入れる側、地域社会がどのように理解をしていくか、意識を啓発していくかということ。このようなことを今後の課題としてとらえています。

非常に雑駁な説明ではございますけれども、興味があるところについては、突っ込んで質問をしていただければと思います。ありがとうございます。

【山脇座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから約15分間時間を使いまして、皆さんと質疑応答したいと思います。御質問のある方、いかがでしょうか。

【池上教授】 神奈川県の場合には、オールドカマーの方々がとても多くて、また、発表の最初にもあったように、それぞれの団体の皆さんの活動が活発であるという認識をしています。一方で、ニューカマーの人たちもいるわけですが、エスニックなグループ同士の連携について、イベントの準備の協力というだけではなくて、より恒常的な連携はどのように生まれているのか。あるいは、生まれていないとすれば、その理由は何なのか。生まれたとすると、そこに神奈川県としてはどんな可能性を見出しているかということをお伺いしたいと思います。

もっと具体的に言うと、在日の方々が若い世代のうちに、これまでいろんな経験をしてきています。その人たちは今は大人になっているわけですが、日系人の若者たちが、今、やっぱり同じような経験をしているわけですね。そこに何か経験がフィードバックされて、新しいつながりが生まれてくるといいなと私は思っているものですから、この点をお知らせいただけると幸いです。

【川口課長】 具体的な取組に表れているものとしては2つございまして、1つは、外国籍県民かながわ会議の中で、オールドカマー、ニューカマー両方の方々が参画しながらやっているというのがございます。それから、イベントですけれども、あーすフェスタかながわという中で、インドシナ難民のコミュニティも含めて、一緒にやっているというの

がございます。

イベントですとか、会議ですとか、外から見ると表面的なおつき合いのように見えてしまうところもあると思います。けれども、例えば、かながわ会議ですと、規定上は年に6回やることになっていますが、そのほかにも勉強会や、自主的な集まり、部会に分かれての会議など、非常に頻繁に集まって、今自分がどういう問題意識を持っていて、それに対してほかの人たちがどう思っているのかというように、問題意識を交換しながら議論をしているというところなんです。今の構成で言いますと、中国、韓国・朝鮮、これが5人、4人、それから、フィリピンの方が2人、ベトナムの方が2人、ブラジル、ペルー、アメリカ、ボリビア、スリランカ、フランス、こういった方が1名ずつという構成になっていて、かなり構成が多様になっていると思います。

あーすフェスタかながわにつきましても、ほとんど1年間かけて準備をしているような状況です。例えば、2010年に関しては、先日実行委員会の立ち上げを行いまして、その下の実働部隊である企画委員会を立ち上げました。さらに企画委員会がそれぞれの部会に合わせて、イベント的な要素だけではなくて、例えば、在日について考える展示ですとか、外国籍県民に関するフォーラムですとか、そういった企画も含めて議論をしながらやっているというような現状があります。

ただ、課題としては、これらの取組を始めて10年たちますけれども、自治体が間に入ることで何とか成り立っていて、恒常的に団体同士が交流を持つところまではなかなか難しいという状況もございます。県がかなめになって、こういう場を設定しているからこそ、集まってみんなで生産的な議論ができる状況になっている。正直申し上げて、韓国系の団体でも2つありまして、バックグラウンドが非常に違うというところもありますので、そういった難しさはございます。

【池上教授】 ありがとうございます。

【山脇座長】 続いていかがでしょうか。

【犬飼課長代理（見田）】 細かい話で申しわけありませんが、医療通訳派遣システムについて伺います。宮城県内にも協会が運営している同様のサービスがあるのですが、なかなか普及が進まないと聞いています。この派遣システム自治体推進協議会は、県と市町村から負担金を集めて運営されているようですが、負担金はどの程度の額なのでしょうか。

【川口課長】 まず、全体の費用がございまして、それを共同事業者が負担する分と、行政が負担する部分で3分の1と3分の2に分けまして、その中で、県が半分を負担し、

残りの半分を市町村の負担ということにさせていただいて、均等割と実績割という形で計算しております。具体的な額ですと、今、手元に数字がありませんので、また後から御連絡をさせていただければと思います。

【犬飼課長代理（見田）】 その関連ですけれども、派遣費用は最終的に受益者負担となっているようですが、患者が通訳に関する費用を負担するということに対して、抵抗感を持っているというような声はないでしょうか。

【川口課長】 正確に言いますと、派遣費用3,000円を負担しているのは病院です。直接は派遣要請をした病院に負担していただいております、そのうち1,000円までは患者に負担を求めていいという規定にしております。

【山脇座長】 資料では、患者と医療機関の間に点線で矢印がありますけれども、これが実線でないというのは、求めない場合もあるし、求める場合も1,000円までということですね。

【川口課長】 そうですね。そこは病院の判断でやっております。

経緯のところを見るとわかりますが、モデル事業を始めたのが2002年、それから、2003年から2007年までの5年間、かながわボランティア活動推進基金21というのを活用して、この医療通訳派遣システムをやってきました。これは県で持っている基金で、共同事業に対して事業費を出すというものですけれども、これを使ってやっておりますので、最初の立ち上げのときには、この3,000円の負担はございませんでした。病院は負担なしで医療通訳を呼ぶことができていた。そういう積み重ねをする中で、病院も、例えば、診療内容についてきちんと説明ができるとか、会計に関しても通訳がついて、きちんと理解を求めることができる、そういうメリットがあるというのをだんだん理解していただいて、その上で負担金の3,000円を入れたのが2008年からだったと思います。

【山脇座長】 2007年から2008年に派遣件数が落ちていますがけれども、そういった影響もありますか。

【川口課長】 そうですね。ただ、思ったほど落ちていない。

【山脇座長】 そうですね。

【川口課長】 もっと落ちるかという予想は、当時もあったようですけれども、結果として現状の形で動いているということです。

【犬飼課長代理（見田）】 ありがとうございます。

【山脇座長】 よろしいですか。では、甲村さん。

【甲村室長】 同じく医療通訳派遣システムのことですけれども、この医療通訳スタッフは、どんな方がなっているのかという人材育成面の質問です。医療分野は、非常に通訳が難しいと言われていまして、なかなか通訳の活用までいきません。愛知県も県立大学で、ポルトガル語とスペイン語に対して、社会人学び直し講座の中で今育成はしているのですけれども、仕事として依頼をするときに、医療分野の微妙な通訳が難しいと言われていまして。人材育成の部分で何かあれば教えてください。

【川口課長】 この共同事業者、M I C かながわというN P O 法人が毎年一回募集をかけまして、新しい通訳を募集します。募集の過程は共同事業者にお任せしている部分ですけれども、研修を4回程度やりながら、研修の過程でも選考していくという方法をとっていると聞いています。つまり、研修の中で、通訳としての適性や語学力を見ながら、全員を採用するわけではなくて、必要数に応じてM I C かながわが登録者の合格を出す。その後も、新任のための研修のほかに、年に一回、いろいろな医療の制度についてなどの研修をやっている。通訳のスキルというよりは、医療にかかわる部分について、制度を皆で学ぶとか、あとは、医療通訳としての姿勢として、余計なことを足して通訳しない、医者が言ったことがわからなければ、もう一回聞き直して、医者が言ったことをそのまま伝える、そういった通訳としてのモラルなどについて研修を行っている状況です。

やはり引っ越しなどに伴って出入りがありますけれども、140名程度いたかと思えます。ただ、10言語でやっているのですが、インドシナ3言語のような少数言語については、通訳者が非常に少なく、派遣に苦慮しているという実態がございます。

【山脇座長】 ありがとうございます。

【池上教授】 関連していいでしょうか。

私もインドネシア語の医療通訳的なボランティアをしたことがありますが、日本の制度では子どもが親の通訳をするというのがあって、それはアメリカなどでは違法だという話を聞くこともあります。これがなかなか広まらない理由に、通訳を現場に呼ばないと医療者のほうが満足しないというところがありまして、もっと電話などで三者で話ができるような制度の導入を検討する必要があると思うのですが、そういう議論は神奈川ではしていますか。

【川口課長】 医療通訳派遣システムについては、基本的には病院に行つての通訳という形にしています。

ただ、今、新型インフルエンザの相談窓口というのをやっています、やはり感染の間

題というのがありまして、それに関してはトリオフォンを使った三者通話で通訳しております。

【山脇座長】 ありがとうございます。

まだご発言のない方、いかがでしょうか。

【松本部長】 神奈川県の場合、外国人が分散して住んでいるという中で、受け入れ側のうち、積極的にやっている方や確信的に反対されている方は、それはそれでいいとして、サイレントマジョリティへの働きかけについてはどうでしょうか。資料にはあーすフェスタかながわを通じた相互理解と書いてありますが、今後の方向性について、何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

【山脇座長】 住民への意識啓発ということですね。

あともう一つ、私からも、この居住支援システムと医療通訳派遣システム、まさに2つの先進事例だと思うのですけれども、この2つのシステムに関する課題についてお聞きしたいと思います。先ほど医療通訳については、少数言語が難しいというお話があったのですが、それ以外にもしあれば、簡単に御紹介ください。

【川口課長】 住民への啓発というのは非常に難しいというか、効果的なものがないと考えております。あーすフェスタかながわも年に一回で、一つの場所でやるイベントですので、考えるきっかけにはなっていると思うのですけれども、今後の課題として認識をしているというところです。

居住支援システムと医療通訳派遣システムですが、まず医療通訳派遣システムは、少数言語の問題のほか、今は一カ所でコーディネートしていますので、どうしても横浜から遠い県の西部などに通訳を派遣する場合、そこには通訳者が少ないので、交通費込みの3,000円という謝金ではそもそも足が出てしまうような場合もあります。

【山脇座長】 交通費込みの金額なのですね。

【川口課長】 そうです。そのため、医療通訳を業としてやるというところまではとていきませんで、ボランティアベースでやっている。少数言語で派遣できる人が少なくなると、さらにボランティアベースになります。日本人だけではなくて、外国籍の方で日本語と両方できる方の医療通訳者もかなりいますので、コミュニティ助け合いの精神で、他に人がいないのであれば、多少自分の都合を削っても行くというような、そういったボランティア精神でシステムが成り立っているところがあります。

また、財政的な基盤の確保の問題として、自治体推進協議会がありますが、全市町村に

加盟いただいているわけではございませんので、市町村間の不公平感というものがあることが非常に大きな課題です。

居住支援システムですけれども、もともとは住まいに関する相談ということで立ち上げたのですが、外国人すまいサポートセンターに現状を聞きますと、住まいをきっかけにした生活相談一般という側面が非常に強くなっています。例えば、夫が失業して、妻に暴力を振るうようになった。それで妻が、DVの結果、逃げ出して、住まいがないのでここに相談に来た。そうしますと、例えば、生活保護を受けてくださいとか、DVの相談窓口はここですとか、いろいろな窓口との連携が必要になってきます。保証人制度とか、敷金・礼金の制度のような、ベーシックなところはだんだん浸透してきたと感じてはいるのですが、さらに総合窓口化してきている。すまいサポートセンターの理事長さんも、「すまいを取って外国人サポートセンターにしておしまおうか」ということを言っている状況があります。今後、どう発展させていくかという方向性については、課題として認識しております。

【山脇座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ここまでにしたいと思います。

続きまして、愛知県からの御発表をお願いいたします。

【甲村室長】 愛知県でございます。資料1-2をご覧ください。

1ページは愛知県庁でございます。2ページは、全国から見た愛知県ということで、外国人登録者数が2007年で22万2,180人、東京に次いで全国第2位でございます。また、製造業従業員数、製造品出荷額等は全国1位ということで、製造業が非常に盛んでございます。

3ページは、愛知県が全国1位の統計項目ということで、先ほど言いましたように、製造品出荷額、輸送用機械器具、プラスチック、繊維工業などのシェアが高く、非常に製造業が盛んでして、日系の南米人がこうしたところで多く働いていたという現状がございます。また、工業に隠れておりますけれども、農業・水産業等も盛んでございます。農家には中国などからの研修・実習生も多くいるというような状況がございます。それから、人口のところですが、ブラジル国籍の外国人登録人員が全国比で25.4%ということで、全国一多い状況です。

4ページは飛ばして、5ページです。愛知県の外国人登録者の現状ということで、先ほど言いましたように、東京に次いで全国2番目に多い。それから、人口比も、東京に次いで2番目に多く、3.09%となっています。中でも、ブラジル人が19年連続1位という

ことで多いです。

6ページですけれども、外国人登録者数は18年間で2.9倍ということで、入管法の改正以降、非常に伸びているという現状がございます。

7ページは御参考までということで、8ページのグラフですが、1985年を見ますと、韓国・朝鮮籍がほとんどであったのが、1990年の入管法の改正施行以降、他の国籍が非常に伸びていることがわかっていただけるかと思います。特に一番下のブラジル国籍が著しい伸びを見せていて、その上の中国も、近年非常に大きな伸びを見せてきている。それから、フィリピンの方も増えつつあります。韓国・朝鮮は、高齢化とか、帰化される方も多いということで、減少の傾向にあります。

9ページは県内の国籍別の外国人登録者数ということで、ブラジルの方が一番多いというのが特徴です。中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ペルーと続いておりますけれども、全国ベースで見ますと、中国とか韓国・朝鮮の方が多いのが普通だと思います。それから、市町村別の外国人登録者数ですが、県内では名古屋が一番多いのですが、名古屋は中国の方が一番多く、それから韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルと続きますので、愛知県の中でもちょっと違う状況です。2位以下の豊橋、豊田、岡崎、小牧は、ブラジルが一番多い状況になっています。

10ページ、外国人登録者数の上位100自治体という表ですが、6番に豊橋市、13番に豊田、25番に岡崎、40番に小牧、50番に名古屋市港区、58番に名古屋市中区ということで、愛知県内の多くの市町で外国人が多いという状況です。

11ページは主な市の国籍別外国人登録者数ということで、先ほど申しましたように、名古屋市は韓国・朝鮮の方が多く、中国、フィリピンと続いていますけれども、他のところはブラジルが1位というところがほとんどです。こうした市町を見ますと、やはり大きな県営とか市営、都市整備公団の住宅などがあるため、集住地域が多いという現状です。ただ、県内全域を見ていただきますと、この地図でわかりますように、集住しているところも多いですが、そこだけではなく、県内の主な市町のほとんどに外国人が住んでいるという状況になっています。なお、一番東の豊橋市の場合は、豊橋市内に県営住宅、市営住宅の大きなものがありますが、そこから静岡の浜松とか湖西に通っている南米系の方も多くいるという状況です。

12ページは年代別の外国人登録者数ということで、やはり外国人の方は生産年齢人口が多く、貴重な労働力として産業を支えていただいている現状があります。

次の13ページは年代／国籍別の外国人登録者数ということですが、年少人口はブラジル国籍の方が半数以上を占めており、家族を形成していらっしゃる方が非常に多いということがわかります。それから、韓国・朝鮮の方は、老年人口、65歳以上が非常に多いということがわかります。中国の方は、やはり単身で来られている研修生などが多いのではないかと思います、生産年齢人口が多いという現状です。

14ページは在留資格別の外国人数の推移ということで、永住者が著しい伸びを見せております。特別永住者の方は減少傾向にございます。それから、この中でちょっと注目したいのが、特定活動です。技能実習等が入りますが、静かな伸びを見せているという感じが見てとれます。

次の15ページは国籍別で見た在留資格の状況ですが、ブラジルの方は永住、定住が多い状況です。その下の中国は、永住者も見えますけれども、留学、特定活動、研修も非常に多くなっています。韓国・朝鮮は、特別永住者の方がほとんどという状況です。

16ページは外国人登録者数の愛知県調査速報値とあります。2007年末から昨年末までは、ブラジルと韓国・朝鮮籍の方のみが、それぞれ1.6%ずつ減少しておりましたが、外国人総数は増加しておりました。しかし、この5月に緊急調査をいたしましたところ、それ以外の国籍の方も減少し、外国人総数も減少しているという状況が出ております。

17ページですが、そうした県内の情勢を踏まえて、多文化共生推進の必要性があるということで、施策を進めているところです。今回、主な課題ということで、労働環境の整備等、4つの分野で取組をまとめさせていただきました。

18ページは推進体制ですが、多文化共生推進室が平成18年4月に地域振興部国際課の中に設置されました。従来は国際課の中で取り組みをしていたのが、多文化共生により力を入れて推進する必要があるということで室が設置されました。なお、平成18年より以前は、国際課は県民生活部の中にあつたのですが、平成18年からは地域振興部の中に入っています。19年4月からは、多文化共生推進の拠点として、愛知県国際交流協会の中に多文化共生センターを設置しております。こちらでは、後で御説明いたします日本語学習支援基金の事務局、それから、多文化ソーシャルワーカーの活用等しております。

19ページですが、多文化共生推進プランを平成20年3月に策定しております。20年度から24年度の5年間の中期行動計画です。これはリーフレットがございまして、配付資料に山脇座長から知事に提言を渡していただいた状況も載っています。そこで、20

ページにあるように、3つの行動目標のもとに、63の具体的な施策を示しています。

21ページは、行政のみではなかなか担えない部分があるので、連携・協働が非常に必要だということで、地域の中で活躍するNPO、それから、企業や学校も含めて連携をしていこうという図です。

課題に移ります。22ページからは労働環境の整備ということで、製造業やサービス業に外国人労働者数が非常に多い状況があります。23ページの中でも下の表ですが、労働現場で法律違反も多いということで、取組が必要という状況になっています。そこで、次のページですが、20年1月に外国人労働者のための憲章というものを策定いたしました。お配りしたリーフレットも見ただけだと思います。この憲章の売り部分としまして、6項目の④から⑥に、当然のことながら労働法令の遵守とありますが、これを企業一社でなく、グループ企業や取引先も含めて取り組んでいただきたいという内容になっています。企業が自主的に取り組む契機としていただくため、憲章を策定いたしました。こちらもお配りした新聞記事の中に、憲章を策定したときの模様が掲載されています。外国人雇用憲章を私どもの知事が提言して、東海3県と名古屋市で取り組んできましたが、提言から策定までに1年半かかりました。経済団体など各方面からいろいろ御意見もございまして、調整に時間がかかりましたが、何とか策定できました。新聞も宣伝を載せています。昨年度はリーフレットを経済団体の会員企業にすべて配りまして、今年度はセミナー等を行っています。

25ページからはもう一つの課題である地域社会への参加促進です。外国人県民意識調査でも、地域活動への参加について、参加したいと思っているが情報が来ないとか、誘われないのでなかなか参加できないという現状が出ています。

そうした中、26ページになりますが、社会参画活動育成事業というものをやっております。外国人も企画段階から社会貢献的な活動に参加していただいて、社会に出てきていただくということで、県が5団体に委託して、平成19年度からやっています。最近、外国人の団体の応募が出てきたという特徴があります。今年度も豊田日伯協会が委託を受けていますし、昨年度はフィリピンの団体の応募もありました。

27ページは、その実施状況です。景気悪化の中、生活相談等をやっていただいております。

28ページは次の課題、教育環境の整備です。ここは非常に力を入れている部分です。外国人児童生徒の状況を見ますと、日本語指導が必要な子どもが非常に多いという現状が

あります。次のページになりますが、2008年現在で5,738人ということで、文部科学省が調査している調査で全国最多ということになっています。母語別で見ますと、やはりポルトガル語とスペイン語が多く、合計で76%、約8割です。外国人登録者の割合で見ますと、ブラジルとペルーで約4割ですので、日本語指導が必要な子どもたちが約8割ということから、日本語ができないままこの地域で暮らしている子どもたちが非常に多いという現状が見てとれます。

それから、次の30ページですが、景気悪化の中、ブラジル人学校をやめてしまった子どもたちが非常に多いということで、2009年1月に調査をいたしました。2008年5月と比較いたしまして、1,155人、44%減少していたということで、自宅待機の子どもの数が非常に増えているという状況です。

31ページは、子どもの状況の全体像ですが、外国人登録者の数から、それぞれの学校に在籍している子どもの数を引いていきますと、登録上では就学状況不明が4,900人出ているということで、本当にこの実態把握が必要であるということです。

32ページですが、県が日本語学習支援事業を始めるにあたり、日本語の学習意欲や日本語の状況の調査をした抜粋です。日本語教室に通わせたいという保護者が非常に多く、6割ぐらいとなっていますが、外国人学校の生徒だけを見ると、8割ぐらいが日本語を学びたいという数字が出ておりました。

次のページは、子どもたちが日本語を学ぶことは非常に重要であるということで挙げています。

34ページです。こうした中、公教育の中においては、ご存じのように、加配教員を配置しながら取り組んでおります。ただ、日本語指導が必要な子どもが10人以上のところは1人ということで、最高5人配置しておりますけれども、この配置数が年々増えていきます。現状では302人を配置して、21億円ぐらいかかっています。

36ページですが、昨年6月に日本語学習支援基金事業ということで、基金を創設いたしました。5年間で7億ぐらいを目標にして、日々大きくなっていく子どものために、より多くの日本語学習の機会を提供しようということで設置し、経済団体の賛同を得ました。

次のページですが、主に地域でNPO等が学校の放課後などに日本語を教える教室に、基金から助成しております。それから、外国人学校には、カリキュラムの中に日本語の授業を取り入れていただくということで、日本語の教師を派遣、または、一定レベルの教師がいる場合は、経費の一部助成をしています。基金のリーフレットもご覧ください。また、

こちらに振込用紙もございますので、もしよろしければ、御協力をお願いいたします。38ページは事業実績で、昨年よりかなり伸びているという状況です。

39ページですが、18年度からモデル事業でプレスクール事業、小学校入学前の子どもたちに簡単な日本語とか日本の学校の習慣を教える事業をやってきておりまして、今年度プレスクールの授業実施マニュアルをまとめました。今後はマニュアルを市町村に配布して、普及し事業に取り組んでいただきたいと思います。40ページは今までの状況で、今年度はマニュアルを使用してのモデル事業もやっております。

41ページですが、課題のうち相談体制の充実について、平成18年度から多文化ソーシャルワーカーの養成講座をやっております、今54名が修了したところです。42ページ、ソーシャルワーカー活用事業ですが、多文化共生センターで講座修了者の中から3名を活用しております。それから、専門性の確保ということで、月1回日本福祉大学の石河先生というアドバイザーに来ていただいて、アドバイスを受けています。また、講座修了生は、年3回集まっていただいて、事例検討をやっています。それから、フォローアップの研修会などもやっています。43ページが実績で、44ページが普及のイメージ、45ページがその他の取組を挙げています。

46ページ、新たな取り組みですが、緊急雇用創出の基金をいただきましたので、今年は特にコミュニティへの支援に力を入れて始めたところでございます。今までお金がなくてできなかった部分ができるようになったというところです。

47ページ、残された課題ですが、やはり地方レベルでは担えない問題も非常に多いということで、外国人受け入れに関する国の方針や体制整備をお願いしています。それから、住民基本台帳制度に関しましては、円滑な移行をお願いしたい、それから、外国人児童生徒に対する教育の充実等々で、7県市、東海4県と群馬、長野、滋賀県、7県と名古屋市で協議会をつくっておりますけれども、国の皆様に提言や要望を行わせていただいているという状況でございます。

その次の49ページですが、ここまでは私どもの室の事業を主にご説明しましたけれども、それ以外の部局がやっています、安心賃貸支援事業とか、外国人県民を対象にした職業訓練とか、いろいろまとめてございますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

【山脇座長】 ありがとうございます。大変盛りだくさんな資料をご報告いただきました。

それでは、皆さんからの質問を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

【池上教授】 多文化ソーシャルワーカーについてお伺いします。愛知県は全国に先駆けて導入していきまして、見習いたいという都道府県は多いと思いますけれども、多文化ソーシャルワーカーの仕事をどういう雇用形態で行っているのか。安定した立場で本格的に取り組む必要のある、息の長い仕事だと思いますが、そのところを教えてくださいませんか。

【甲村室長】 19年度から活用していますけれども、今までは、実績払いの形でやっております。実績払いのメリットとしては、時間外などの対応もできるということですが、やはり安定性の確保という観点では問題があります。来年度からは嘱託職員として採用を考えていますが、嘱託もやはり3年という期限がありますので、これは一つの課題だと思っております。少しずつ実績を見ながら、どうした体制が必要なのかを考えていく必要がありますので、来年は嘱託からということで考えております。

【池上教授】 ありがとうございます。

【山脇座長】 ほかにいかがでしょうか。

【山田課長】 多文化ソーシャルワーカーのことを教えていただきたいのですが、18名の方の研修も含めて、最初にどんな希望があって、どんな研修プログラムを組んでいるとか、基本的な資格要件としてどういうものを持っている人を求めているとか、その辺はいかがでしょうか。

【甲村室長】 愛知県版の多文化ソーシャルワーカーというもので、資格といっても愛知県が修了証を渡すというだけではあります。18年度の前半に養成講座に係る検討会というものを開催しまして、7日間、1日6時間の講義にしようということで、内容は外国人を取り巻く法、カウンセリングの技法、それから、事例検討も含めています。日本福祉大学の石河久美子先生が、御自身がハワイでそうした支援にあたっていらっしゃる経験があるということで、そうした講座も石河先生を中心にやっている状況です。

公募の条件としては、実際に支援活動にあたっている方ということにしています。それから、今後活躍する場がある方ということ、特にその選定の基準にしています。まず18年度は、市町村や国際交流協会、NPO等で支援活動にあたっていらっしゃる方を中心に行いました。それから、19年度はもう少し広げまして、病院とか、DVの女性相談センターとか、児童相談施設の方にも入っていただきました。今後はいろんな分野に広げながら、ネットワークを築いて、愛知県の共生センターがその拠点となって、事例の研究

やアドバイスができるような形にしていくといいと思っています。そうした意味では、ネットワークが必要ではないかと思っています。

【山田課長】 例えば、社会福祉士の資格を持っている人とすれば、自治体レベルで社会福祉協議会などがあると思いますが、そういうところとの連携も含めて、18名を毎年養成していった中で、今後、こういうところをもう少し広げていきたいというところはありますか。

【甲村室長】 実は、18年度からこの講座は15名という枠で募集をかけているのですが、非常に人気があって、毎年40何名の応募があるのです。そうした中で選定をしているのですが、できるだけいろいろな分野にワーカーがいて、ネットワークができるような状態にしたいと考えていますので、その中には、社会福祉士の資格を持っているか、病院で医療ソーシャルワーカーをやっているとか、そういう方も入っています。

【山田課長】 わかりました。

【山脇座長】 では、川口さんどうぞ。

【川口課長】 36ページの日本語学習支援基金事業の概要を見て、2008年から始めて7億円の基金を積まれたという、非常に大きな取組で、すごいなと思っています。残念ながら神奈川県は国際課はあんまり持っていないのですが、経済界との連携について、どのようにそのような関係をつくられたのでしょうか。

【甲村室長】 これは実は目標額が7億円ということで、今は本当に寄付をお願いしているということです。実際の額は申し出が2億4,000万円ぐらいになったということです。地元の経済三団体、中部経済連合会、経営者協会、それから商工会議所連合会、そうしたところとお話し合いをさせていただきながら、趣旨である、この地域の未来の担う子どもたちのために必要だということで御理解をいただいて、非常に時間はかかってしまいましたがそれぞれ賛同書をいただいて、それをもとに企業に今お願いに回っているという状況です。

【川口課長】 やはり外国人を雇用している企業を中心にお願いしているということですか。

【甲村室長】 賛同をいただく上でそこが一番難しかった点で、受益者負担で考えるべきではないかというお話もありました。けれども、地域を担う人材なので、全企業にお願いをしていこうということで進めています。ただ、細かい話ではありますが、寄付の目安額は、製造業のほうに少し多めにお願いをしているという現状です。

【山脇座長】 ほかにいかがでしょうか。

【犬飼課長代理（見田）】 憲章についてお伺いしたいのですが、策定するに至った経緯はこのパンフレットを見て何となく分かったのですが、憲章完成までの策定プロセスを教えてくださいませんか。

【甲村室長】 労働現場で問題が非常に多い中で、やはり何か行政側も取り組む必要があるのではないかとということで、憲章という提案を愛知県がさせていただきました。企業が自主的に取り組む憲章ということですので、地元の経済団体と検討会を始めまして、策定までに何度も検討会を重ねてきました。この地域の企業が、よりよい人材を確保していくために必要ではないかとということで、憲章は策定できたのですが、この憲章の文言が、今のところはすべて「努める」ということで、努力の憲章になっていますので、まだ初めの一步だとは思っています。この憲章の中で経済団体に協力ということでお名前を出していただいたことが、意味としては非常に大きいと思っています。

【山脇座長】 ほかにいかがでしょうか。

【平井課長代理（大野）】 医療・福祉・社会保障についてですが、今、外国人の労働環境がだんだん悪くなって、仕事を求めて大都市に来る外国人労働者が増加しており、大阪でもこれまでずっと減っていたブラジル籍の方が増えている状況があります。医療・福祉・社会保障に関する新たな課題も顕在化していると思いますが、例えば生活保護とか、そういう課題を教えてくださいませんか。

【甲村室長】 生活保護は、やはり景気が悪くなってから増加の傾向はあります。ただ、選択の一つというか、最後のケアになると思うのですが、やはりまず雇用を創出することが今一番重要だと思っています。ブラジルなどの南米の方も、とにかく向こうに帰るよりは、この地域で仕事を見つけて働きたいという声が非常に多くありますので、緊急雇用創出の基金を使って、臨時でも何でも、とにかく雇用をまず確保していくことが必要だと思っています。

【山脇座長】 ほかにいかがでしょうか。

【松本部長】 現在は、人口の割合にもあるように、日系人対策というのがメインで、日本語学習などを進められていると思うのですが、一方で、分布を見ますと、単年度的なものかもしれませんが、ブラジル人の方などが減る中で、中国人の方がそれを補うように増えていっています。その辺、これまでの施策との兼ね合いの中で、何か問題が顕在化しているのでしょうか。もしくは、今後、その辺について何かお考えがあればお願いします。

【甲村室長】 愛知県内の状況を見たときに、やはり日本語が話せないまま入っていらっしゃる日系南米の方の問題が今のところは大きな課題だと思います。中国の方はわりと単身で入って来られるということがあります。また、研修生や実習生が多いものですから、企業がまず日本語を教えたり、入るときにも研修をしてから来るといった義務づけがされていて、かつ研修・実習の場合は3年で帰られてしまいます。こういったことから、愛知県内の課題を見たときには、日系南米人に対する課題が今大きいと思っております。

【山脇座長】 一通り皆さんにご発言いただきましたが、ほかによろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、本日の3番目としまして、新宿区から御発表をお願いしたいと思います。

【山田課長】 それでは、新宿区から報告をさせていただきます。お手元の資料1-3です。

表紙に新宿区の場所が書いてありますけれども、東京23区のほぼ中央に位置しております。新宿区については、地方自治法上の基礎自治体でございます。ただ、特別地方公共団体の位置づけを持っておりますので、いわゆる普通の市町村とは少し税・財政の仕組みが違うというところがございます。

1枚目をお開きください。地域の現状を書いています。31万人が住むまち、人口の1割が外国人とありますが、直近のデータでいきますと、11.1%、9人に1人が外国人です。住んでいる人31万に対して、昼間人口で77万の人が来ている。それから、新宿駅、この中にもよく利用される方はいらっしゃるかと思いますけれども、一日あたり350万人ぐらいの方が通過している、あるいは利用しているという状況があります。大体縦横4キロのまちなのですけれども、こうした中で、行政としては10の特別出張所、管区を持っております。近年は特にマンション住民が増加している、また、町会の加入率が大体2人に1人というようなところではあります。

それから、外国人の方の状況ですけれども、最初に、「多岐にわたる国籍」と書かせていただきましたが、一番多かったときで119カ国の方が登録をされておりました。それから、在留資格については、永住の方が約6千人、非永住が約2万9千人ということ。それから、10の特別出張所の管内のうち、大久保ですとか、戸塚、柏木のような、昔から木賃住宅があったような地域の賃貸住宅に外国人の方が入られて、特に集住、あるいは集積している状況です。

以下、次のページからは、統計的に、もう少し中身に触れています。

3 ページですが、年次で追ってみた場合に、1970年の段階で日本人38万人に対して外国人5千人、占める割合は1.5%という状況でしたけれども、1990年ぐらいから急速に増えてまいりまして5.4%、2005年で9.4%、2006年からは10%を超えています。「1983年「留学生受け入れ」」云々と書いてありますけれども、非常に日本語学校が多いというのが新宿区の特徴で、一番多かったときで50校、今はたしか31校あるかと思います。

4 ページは国籍別の状況です。一番多いのは韓国又は朝鮮の方で、1万4,425人ということで40.8%、次いで中国の方です。そのあと、ミャンマー、フランス、フィリピン、アメリカ、ネパールという順ですが、いわゆるアジア圏がトータルで見ますと、87.2%という状況です。

5 ページは国別の一覧を年次で追った表です。上から、韓国又は朝鮮、中国と並んでいます。ミャンマーとネパールのところ、黄色で色をつけましたが、こちらの2か国がこのところ急速に増えてきている状況にあります。

6 ページが、在留資格別の状況です。永住は全体の17.5%となっていますが、年々増えている状況にあります。それから、個別に見ていきますと、留学は、比率そのものはそんなに大きく伸びていませんが、数的には随分増えています。例えば、区内に早稲田大学がありますが、こちらだけでも外国人の留学生は、現在2千人規模で受け入れているようです。それから、就学については、若干増加の状況はありますけれども、大体千人程度で推移しています。一時は、50校ぐらいの日本語学校があり、少し減ってきている中でも、このような状況になっています。

続いて、7 ページに、在留資格別の推移を折れ線グラフで示しています。第1回のごあいさつでも少し申し上げましたけれども、区内に多くの学校、あるいは大学がございます。そういうところで学んだ方が、引き続き日本の国の中で仕事をしたいという中で、在留資格が切りかわって、新宿のまちにそのまま定着しているという状況が少しずつあるのではないかと考えています。

8 ページ、実態調査をやっている場合にはというお話がございましたが、平成15年、19年と、2度ほどやっております。区内在住の20歳以上の外国人男女個人5,000人を対象にしまして、併せて日本人2,000人に対しても同じような調査をやっております。調査の設問項目等々については、資料のとおりです。

続いて、調査結果の中で2つほど御紹介をさせていただきます。10ページをご覧いた

できますと、15年度、19年度の比較が出ております。例えば、日本人に対する質問で、近所に外国人が住むことに対して、好ましいと思っている人が17%から21%に、4ポイントほど増えております。逆に、好ましくないと思っている人が27.8%から20.7%、7ポイント落ちている状況です。心配に思うことという設問でも、それぞれの項目で落ちているところがあります。この辺は、外国人が増える中で、後ほど御紹介しますけれども、この間やってきております地道な取組が少しずつデータに反映されているのではないかと、そんなふうにとらえています。

11ページ以下は、多文化共生施策の全体像ということで、具体的な新宿の取組を書いております。

まず、12ページに、区としての基本的なスタンスを書かせていただきました。多文化共生のまち新宿として、日本人と外国籍住民が互いに理解し、尊重しあえる、こうした地域社会を実現していく。そのためには、外国人施策の方向性をまずしっかりと明確に出していこうということです。それは、多様性を尊重することでもあるし、外国籍の方が多く住む中で、いろいろトラブルはありますけれども、一つ一つのトラブルをネガティブにとらえてもなかなかいいことはなく、むしろきちんとプラスのメッセージとして発信していき、その中で個別の課題を解決していく。こういうことを、区の基本的な施策のスタンスとして置いています。

13ページからは、代表的な取組の事例の紹介として、6個ほど書いています。

1つは、しんじゅく多文化共生プラザの運営です。14ページをご覧ください。17年9月に多文化共生プラザを歌舞伎町に開設しております。多目的のスペース、資料の情報コーナー、それから、日本語の学習コーナー、外国人の相談コーナーなどを置いています。毎月2千名の方に利用いただいています。これまで延べ8万人を超える方に御利用いただいています。開設当初と比較して、毎月の利用者は2倍に増えている状況です。

その次のページは、外国人への情報の提供です。生活情報紙、ホームページ、スタートブックとありますが、お手元にスタートブックを1つ御用意させていただいています。こちらは今外国人登録窓口においてありまして、基本的に窓口で登録を済ませた際に、一人一人の方にこれをお渡しする。この中で、「これだけは知っておきたい日本での生活ルールと習慣」と表紙に書いていますが、正直申し上げまして、地域の中で、やはりいろいろトラブルは起きています。先輩外国人がこういう失敗をした、あるいは、こういうことが日本の中のルールとしてありますよということを、監修を含めて外国人に入ってもらいまし

て、4カ国語で紹介しています。こういうものを見ながら地域の中で生活をしていっても
らえればということで作っています。

もう一つは生活情報紙で、緊急のときですとか、教育のお話ですとか、災害に備えてと
いうことで、4言語で用意しています。これは必要なものを外国人が御自身で取っていっ
ていただくということで、区内300カ所に配布場所を設定しています。

ホームページはこれも4言語で用意してまして、基本的に毎月1回情報を更新してい
ます。大体年間で100万アクセスくらいあるような状況です。

続いて、相談窓口の状況です。先ほど日本語学校が非常に多いということを申し上げま
したが、そういう中で、労働に関する相談というよりは、生活全般に関するものが相談の
中身になっております。区役所の1階の窓口と多文化共生プラザの2カ所で外国人の方の
相談窓口を設置しています。

17ページ、18ページが日本語教室の関係です。日本語教室については、区内8カ所
9教室を運営しています。また、これとは別に、民間のボランティアによる日本語教室も
ございます。それから、18ページには、子どもの日本語学習支援について大まかな流れ
を書いています。区内に転居なり、あるいは、新たに入国して、学校に入りたいと相談が
あった場合には、最初、教育センターで御本人と面談をする中で、まず日本語のサポート
教室をやっております。その上で、各学校において日本語のサポート指導ということで、
いわゆる教育課程の時間の中で指導をやっていきます。それから、併せて、放課後の学習支
援や夜の子どもの居場所を兼ねた日本語教室の運営というようなものも行っています。

次の19ページが、多文化共生のネットワークについて書いています。多文化共生プラ
ザにネットワーク連絡会という会を置いてまして、40団体ぐらいが登録されて、活動
を行っています。ただ、これは率直に申し上げまして、なかなか会と会との間でのかけ合
いといいますか、相互に有機的な連携をというようなところまではあまり活発でない状況
があるようです。むしろ、日本語なら日本語、あるいは防災なら防災という個別テーマの
中でやる場合には、その中ではいろいろな団体があり、NPOはNPO、ボランティアは
ボランティアとして目的を持ってやっていますので、幾つかのかかわり、あるいはやりと
りというものができているのではないかととらえています。

最後に、残された課題を、20ページに書かせていただきました。

まず、地域社会の中で毎日いろんな形でトラブルが起きています。ともすれば、この多
文化共生については、外国人に対する支援のあり方などの部分が大きくクローズアップさ

れると思うのですが、日本人区民へのフォローアップというのも一つ大事な話だと思っています。一昨日も、大久保のある地域の町会の人たちと区役所の課長、私のほかに、例えば、環境や土木、保健所、建築指導、危機管理などの部署の者が現地で意見交換会をやっています。そういう中で、日本人区民へのフォローアップをどうやっていくのかというのは、大きな問題だと考えています。

2つ目は、前回も磐田市で、今日も愛知県であったかと思うのですが、不就学の可能性がある学齢期の子どもの実態の把握。ここも一つ大きなポイントだと思っています。

3つ目として、顔の見えない外国人とのネットワークづくりと書かせていただきました。新宿は、非常に多岐にわたる国の方が、いろんな在留資格で入ってきていて、なかなか顔が見えないというのが難しいところです。そういう中で、顔が見える関係をどう構築していくのかというところが、結構大きな話になっています。

こうした幾つかの課題を抱えている中で、増加する社会負担ですとか、自治体の負担について書かせていただきました。先ほどの13ページ、①から⑥に書いてあるような事業に対して、20年度の決算ベースで、区の一般財源で8,600万円ぐらいのお金を行政の施策としてかけています。新宿区を含む各区が固有の行政課題がある中で、区の判断として、これだけの施策を展開し、財源を投入しているわけですが、多文化共生施策に対する各区の取組状況は大きく異なります。そういう中では、対応を取れば取るほどさらなる需要を呼ぶ、こういうような状態があるのではないかと考えています。先ほどの多文化共生プラザでも、新宿区だけではなく、例えば、沿線の自治体にお住まいの外国人も相談をしに来るとか、日本語を教えてもらえると聞いて来るといような、行政の区域を越えた形で対応をしているような状況があります。これからもおそらく外国人は増えていくということが十分想定される中で、もう少しより広域的な総合的な体制の整備というものが必要なのではないかと考えています。

実は今回の資料とほぼ同じ資料を使って、おとといの夕方、早稲田大学で新宿区長が講義をしています。この最後の残された課題というところの区長の課題認識として、大学の講義の中で、次のような言い方をしていました。

「このようなさまざまな課題がある中で、私は——私はというのは、新宿区長です——多文化共生施策について、国自身が、この国のこれからの形ということも含めて、姿勢を明確にしていくことが何よりも大事なことでと考えています。人口の減少や労働力の確保など、日本の国全体の構造的な変化が起きている中で、地域ではこれまで説明してき

たさまざまな課題が生じており、基礎自治体として直面する課題や新宿区のこれからの地域社会を考えて取り組んできています。

しかし、言語や教育の問題を含めて、本来は国のレベルで、国みずからが、外国人が入国した時点から、早期に日本語や日本の生活習慣を集中的に学ぶことのできる体制の整備、あるいはプログラムというものを開発するとともに、子どもの教育をはじめとして、社会保障も含めた生活面の支援など、総合的な体制整備を図ることが必要であると考えています。」

これが新宿区長の課題認識です。

非常に雑駁ですけれども、新宿区からの報告は以上です。

【山脇座長】 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。いかがでしょうか。

【松本部長】 先ほどのアンケートでは、外国人住民の受け入れについての下地が少しずつできているというお話をお伺いしたのですが、残された課題の中で、日本人区民へのフォローアップについてお聞きしたいと思います。大久保の自治会での意見交換会などといった例を挙げていただきましたが、フォローアップという観点から具体的にはどういうことをされているのか、もう少しお聞かせいただければと思います。

【山田課長】 日本人へのフォローアップという点については、日本人・外国人・行政が、顔の見える関係をつくる中で問題解決の仕組みをつくっていくということがポイントになるのかなと考えています。毎日まちの中では、いろんな問題が起きています。例えば、それは区長へのはがきだとか、メールだとかという投書のレベルであったり、それから、10の特別出張所の所長等を通じて、町会レベルで地域といろいろおつき合いする中で課題として挙がってきます。

先ほど大久保のある町会のお話をさせていただきましたが、そういうひざをつき合わせてというか、顔と顔が見える関係の中で一個一個の問題を解決していかないと、課題というものはなくなるものではありません。例えば、行政と日本人区民が一緒になって地域をパトロールするなど、地域の中を一緒に見て回って、問題の解決を図っていく。そのときに、できたら外国人も組織化してもらって、一緒になって問題の解決を図っていくような組みづくりができないかという課題意識を持っているのですが、全区的に展開するとか、集中的にやっていくというのは、体制の関係なども含めて難しい状況にあると思っています。

【山脇座長】 ほかにいかがでしょうか。

【犬飼課長代理（見田）】 外国人相談窓口のことをお伺いしたいのですが、資料の16ページで、平成17年度から多文化共生プラザでも相談を受け付けているということですが、依然、本庁舎での相談件数の方が圧倒的に多い状況にあるようです。最後についている資料を見ますと、対応言語は区役所が英・中・韓の3言語で、プラザの方はそれにタイ語とミャンマー語を加えているということで、プラザの方が対応言語が多いと思うのですが、何故なのでしょう。配置している職員の違い、例えば、区役所には日本人を配置していて、プラザには外国人を配置しているなど、そういった違いがあるのでしょうか。

【山田課長】 相談窓口そのものは、区の出資する財団法人に新宿区文化国際交流財団がありまして、そちらに委託をしてやっています。相談員は財団の非常勤職員の位置づけです。基本的には、それぞれの言語に対応して、英・中・韓は非常勤職員、それから、ミャンマー語とタイ語の部分については、ボランティアの方にやっています。

もう一つは、プラザに法務省の施設が入ってしまっていて、そちらのほうでも、11月16日からインドネシア語や、ヒンズー語などの相談を受けています。それは法務省の施設ですので、東京全体など広域をにらんで、そのような言語でもやっています。その辺はお互い機を並べているような状況ですから、連絡をとり合いながらやっているような状況です。

【山脇座長】 相談者の数が本庁舎のほうで圧倒的に多い点についての御質問だったと思うのですが。

【山田課長】 実数の話ですか。

【山脇座長】 片方が4,800件で、もう片方は780件ということ。

【犬飼課長代理（見田）】 そうですね。その財団のほうで対応されている相談員の方々が、例えば、日本人であるとか、外国人であるとか、その辺の違いというのはあるのですか。

【山田課長】 いわゆる外国の方ですね。

【犬飼課長代理（見田）】 そうですか。

【山田課長】 はい。

本庁舎の場合ですと、窓口は本庁舎1階にあるのですが、1階の同じフロアに戸籍住民課があって、そこに外国人の登録窓口もありますので、認知度ということからすると、やはり本庁舎の窓口のほうがあるのではないかと考えます。

【山脇座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【池上教授】 新宿区は何と言っても大都会のど真ん中なので、さまざまなNPO等の活動が盛んなところだろうと思います。とりあえず私が今お聞きしたいのは、ミャンマー、ネパールの方の伸びが著しいということとの関係です。こういった特定国籍の人たちで、また、言語的にも少数なので、NPOがある種当事者コミュニティのカウンターパートとなって連携している面があるだろうと推測するのですが、そういった都会で活躍するNPOと行政との関係は、今日のお話ではあまり見えなかったのですが、いかがでしょうか。

【山田課長】 説明が不足していた部分について補足させていただきたいと思います。先ほど、プラザにネットワーク連絡会を設置して、40ぐらいの団体が登録しているというお話をさせていただきました。その中で、例えば、資料の14ページにあるような、プラザの中でやっている日本語学習コーナーですとか、資料情報コーナーなどを使っている団体がありますが、これらは、ボランティア団体などのNPO団体の方が、実質的には区あるいは財団からの委託を受けるような形で、日本語教室等の運営なり講師なりをやっているという状況があります。

それから、もう一つ、ミャンマー、ネパールの当事者コミュニティの話がありましたが、ミャンマーの方は2つありまして、ミャンマー人の支援組織が1つあり、もう一つは、RHQの支援センターが新宿に一昨年あたりにできています。その関係で、やはり難民が同胞を頼ってということなのか、増えてきているような状況がこのところ多いのではないかと思います。RHQの支援センターなどとも連携をとらせていただいて、例えば、難民で日本に入ってきて、RHQ支援センターでいろんな定着対策をして、それが終わった後に、十分でなければ、新宿区のプラザを紹介していただいてこちらにつないでもらう、そんなような活動はやっています。

【池上教授】 ありがとうございます。

【山脇座長】 ほかにいかがでしょうか。

では、皆さんが考えている間に私から質問します。12ページに、外国籍住民施策の方向性を明確にするとうたっていますが、新宿区の場合は、総合計画の中に言及がある状況になっています。今後、多文化共生に関しての指針なり計画なりについて策定するといったお考えはありますでしょうか。

【山田課長】 率直に言って、こうした目に見える、直面する課題を一つ一つの事業と

して課題対応的にやってきているのが、これまでの新宿区を取組だと思えます。こうした中で、ここから総合的にどういう形でやるかということ考えたときに、プランをつくっていくというのは一つの選択肢としてはあると思っています。それがプランという形になるのか、あるいは条例という形になるのか。それから、今の区長のマニフェストの中に、外国人区民会議の設置というものが入っているのですが、そういうような形としていくのか。

昨年から、区の中に、自治体内のシンクタンクである新宿自治総合研究所をつくっています。例えば、まずはそういうところでもう少し分析的に研究して、その中で課題を洗い出して、次につなげていくこともある。選択肢は幾つかあると考えます。

【山脇座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【松本部長】 同じページですが、「多く住み暮らすことを新宿区の特徴としてプラスメッセージを発信する」と書いてあります。例えば、集住都市のようなところだと、それが生産力につながって、経済的にも発展という、わりとわかりやすい形になると思いますが、新宿区のように、ある意味、行政、商業地域の場合は、どのような形のプラスメッセージを出すという展開を考えておられるのでしょうか。

【山田課長】 たしかに松本さんが言われるとおり、外国人が働くことが企業の生産性を上げ、地域の購買力となり、税収が増加するというのが外国人との共生の中でのプラスイメージとしてわかりやすい構図であると思います。しかし、新宿区の場合には外国人は製造業に従事しているわけでもなく、税のしくみが普通地方公共団体と異なることもあり、そのことが分かりにくさを生じさせているのかもしれない。

こうしたなかで、新宿のまちの成り立ちということも含めて、少し紹介させていただきたいのですが、江戸時代に、江戸城を中心にして宿場町ができていく中で、1680年ぐらいに新宿のまちというのは形成されています。甲州街道という通りを中心にして、人と人が行き会う中で新宿のまちというのは形成されてきたというか、それがスタートとなっています。その後も、明治や大正期を含めて、今で言えば中央線と山手線がぶつかって一大ターミナルが形成されているとか、時代時代の中で、多くの人が行き交ってきたまちであるということが、新宿の出自となっています。

それで、多文化共生ですが、まちの中でネガティブな反応というのは、確かに多くあります。しかし、ある課題があったときに、マイナスのものをゼロに持っていくというだけ

だと、やっぱりまちの中はうまく回っていかないのです。一方で、ゼロベースのものをプラスにするということ、その両面があって初めて回っていくというところがあると思っています。

検討会の第1回のときに、私は、地域が悲鳴を上げているような状況もあると申しあげました。そういう中で、首長の発信するメッセージとしては、大変だ大変だということをつまちの人が言っているとしても、課題対応型としての解決策だけを言うのはいけないのではないかと。時代時代の中でいろんな人が行き交ってきて、育ってきたまちが新宿のまちの出自だとすれば、課題はきちんと受けとめた上で、外国の人が多く入ってくることによって、例えば、外国のおいしい食べ物があるとか、あるいは、今日も何枚かの写真を御用意していますけれども、異なる文化に触れる積極的な機会があるとか、そういうことをむしろプラスで発信をしていくことによって、一方で目の前に起きている課題を解決していく。そうでないと、まちそのものはどこまでいってもよくなるのだ、そこにプラスイメージを発信していくことの大切さがあると思っています。

【山脇座長】 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにありませんか。

【川口課長】 相談窓口について、神奈川県でもいろいろな他機関との連携というのが必要だろうと最近思っていますが、新宿区では、例えば、外国語ができる相談員だけでは対応できない問題について、どういうふうな対応の仕方をされているのでしょうか。

【山田課長】 相談員の持っているノウハウだけでは対応できないことは当然あります。そういう中で、やはりつなげるといって、今川口さんおっしゃったことが大事だと思っていて、特にうちの場合ですと、相談窓口は1階にあるわけですが、区役所の中では、先ほどあった生活情報紙にあるようなおおよその窓口というのは全部1階にあるわけです。一定の相談については、ある程度データベースというか類型化されていますので、ここまですべて自分ですべて答えられるけれど、だめだったらもう関係の窓口にそのまま連れていく。そこで、窓口で通訳の役目をしながら、実際の手続なり相談事に応じる。もしくは、逆に担当に相談窓口までお寄りてきてもらう。それが区の中の基本的なやり方になっていると思います。

さらに、区の機関だけでできないこともあります。そうすると、そこは、先ほどもトリオフォンの話がありましたが、相対の相談の中でやりとりを先方につないで、そこで解決しているという、そんな形だと思っています。

【山脇座長】 大野さんどうぞ。

【平井課長代理（大野）】 先ほど来、国の制度に期待するお話がありますが、我々も大阪市と大阪府の関係というのが非常に難しく、同じような事業を双方がしているケースもよくあります。例えば、東京都では、無保険などの外国人が不慮の傷病で医療にかかって、医療費が未払いとなった場合、医療機関の負担を軽減することで外国人の医療を確保するため、未払い医療費を補填する制度がつくられています。新宿区と東京都で互いに連携をして施策の重複を防いでいくというような仕組みはあるのでしょうか。

【山田課長】 仕組みとしては、今、東京都との間できちんと交通整理ができていているという状況にはないと思います。むしろ、直面する課題に対して、区のほう何とかしなければいけないということで、一般財源の投入を積極的にしている。それはもう目の前の課題を解決するためにやらざるを得ないという判断の中でやっているという、そういう状況だと思います。

【山脇座長】 ありがとうございます。新宿区の取組の発表はここまでにしたいと思います。

それでは、最後、残った時間を15分ほど使わせて、本日の3つの事例発表全体を通してのコメント、あるいは御質問を伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。では、赤松さんから。

【赤松国際室長】 外国人施策にとってNPOとの連携というのは非常に重要だというのはよくわかるのですが、一方で、地域づくり全体にとってのNPOとの連携の重要性というの、一般論としてよく言われています。これは皆さんの感覚ベースの話で結構ですが、皆さんが予算や政策を立てるときに、外国人施策だから特にこういう点が普通のNPOの連携とは違うということ意識するのか、それとも、一般的なNPOとの連携施策の中の一つの分野という認識なのか、そこはどうでしょうか。

なぜこういうことを聞くかという、私どもが、いろいろNPOの支援施策を考えて、仮に施策として打って行くとしたときに、それはもう一般論の話だということになってしまうのか、それとも、定住外国人対策として独自の観点で見ることがあり得るのか、ちょっと頭の整理ができていません。皆さんが日ごろいろいろ考えるときの感覚で結構なので、コメントいただければと思います。

【山脇座長】 では、本日御発表いただいた3人の方からまずお伺いしたいと思います。今の点、いかがでしょうか。

【川口課長】 整理して話をするのが非常に難しいですが、例えば、医療通訳や入居支援のNPOとの関わりというのは、人間関係の中でこの施策をやるために、どういう団体が必要なのかと考えました。個人個人で、例えば、民族団体の方ですとか、そういったバックグラウンドを持っている方々と行政と一緒に話をしていく中で、じゃあこういう団体をつくりましょう、すまいサポートセンターをつくりましょうとなってきました。MIC かながわというNPO組織も、もともとそういったことをやっていた方と自治体がうまくマッチングされてでき上がってきたという経緯がありますので、神奈川県においては、国際施策の人間関係の中で、施策をどうするかという中でできてきたということです。

ただ、その一方で、何度か出てきました、かながわボランティア活動推進基金21、「基金21」と呼んでいます、そういった共同事業をサポートするための財政的な支援というのが、また別の文脈でありまして、お金を使うのはその基金を使ってやるというようなこともあります。成り立ちは国際施策の文脈だけれども、それを支える制度というのは一般的なものを活用している。

今、本県の知事がボランティア団体との協働というのを積極的に進めていて、条例を12月に出したのですが、そういったボランティア団体との協働の中では、むしろ国際施策における協働というのは、県の中においても先進事例として取り上げられています。

【山脇座長】 県全体のNPOとの連携の中で見ても、この分野における連携というのは、先進事例に入ってくるということですね。

【川口課長】 そうですね。いつも、こういう取組をもっといろいろな分野でもやってみようというような形で取り上げられることが多いです。

【山脇座長】 ありがとうございます。

では、甲村さん。

【甲村室長】 愛知県の場合ですと、やはり外国人だから抱えている課題に対応するという部分、日本語の支援をすとか、通訳支援であるとか、日本の習慣や生活ルールを教えるという部分では、一般の日本人とは違う部分だろうと思います。そうした支援を行うためには、各地域地域で暮らしていらっしゃる方が非常に多いものですから、行政のみでは担いきれない部分がありますので、地域の中のNPOさんに活躍していただくということで、委託事業等を多くやっているという状態です。

【山脇座長】 山田さん、いかがでしょうか。

【山田課長】 NPOとのかかわりですけども、多文化共生という切り口で切るのか、

協働という切り口で切るのかによって、それぞれアプローチはあるのだと思います。

NPOには、設立の趣旨なり、目的なり、ミッションというのがあるわけです。その部分については、本当に一生懸命やっただいただいています。ただ、区の区域全体を見たときに、あるいは、外国人全体を見たときに、一つの団体が全部の行政需要をカバーできるかという、必ずしもそういう話ではないです。その辺は、NPOとの付き合い方の中ですごく難しい話だと思っています。

ちなみに、うちの場合ですと、協働提案事業という、いわゆる協働のほうからの切り口のものがありまして、1団体年間500万円、提案に対して、委託受託の関係で、お金を渡して事業をやることができるのです。そういうものに対しては、結構いろんな団体が手を挙げてくるような状況はあります。

【山脇座長】 ありがとうございます。これは大きなテーマですね。

【赤松国際室長】 もう一点だけ、お願いします。皆様のご発表の中で、外国の方から行政政策を含めて意見を聞く、外国人会議といった話がありました。これは、その前提として、いわゆる自助組織のようなものがないと、施策を聞くという形がうまく回らないものなのか、それとも、そういう自助組織的なものがなくても、無作為にぼつぼつと集めて意見を聞けばうまく回るものなのかというのは、どうでしょうか。

【山脇座長】 この点は、神奈川県と愛知県の場合にそういった会議体がありますので、ご意見いただきたいと思います。

【川口課長】 神奈川県の場合には、今は全部公募ということにしていますが、やはり10年前に立ち上げたときには、バックグラウンドとして県内の大きな3つの民族団体があって、必ずそこからはだれかが手を挙げて出てくるという形でした。今でもそうなのですけれども、そういう核のようなものがありまして、第一期で提言された外国人居住システムなどがうまく立ち上がったというのは、その民族団体が、自分たちでもアイデアを出し、人を出し、お金を出して成り立っていったというところがあります。

一方で、20人を上限としていますので、本当に問題意識を持って個人の資格で参加するという方も入ってきますので、最初のアジェンダセッティングの段階で、相当いろいろな意見が出てくるということはありません。まずは実現可能性のようなものを離れたところから問題セッティングをしていって、その中で、これは行政がやるべきなのか、だれがやるべきなのかというところに議論を自分たちでも発展させていく形です。

ただ、うちも回を重ねてきましたので、応募してくる人数の減少ですとか、あとは、提

言内容が似通ってくるのですが、それが実現される割合というのがなかなか減ってきているというような問題点はあります。

【山脇座長】 ありがとうございます。

では、甲村さん、お願いします。

【甲村室長】 愛知県も公募という形をとっています。今年度は13名でしたが、公募でもわりとバランスよく、いろんな国籍の方が入っていました。私どもは、日本人側が気づかない部分の意見を吸い上げようということで、外国人から見た行政に対する生の意見を拾い上げるためにやっています。昨年度は提言をまとめまして、行政が担うべき部分、外国人本人がやらなければいけない部分、NPOが担う部分など、各分野ごとにテーマを決めて提言をもらいました。その提言を、県庁内とか、県内市町村の関係部局にお配りしています。それから、先日、「多文化共生フォーラムあいち」がありましたが、社会に向けても外国人が声を述べていく場、やはりそういうのも必要ではないかということで発表してもらいました、先日のフォーラムは非常にいい機会になったと思いました。

【山脇座長】 ありがとうございます。

では、ほかの方からも御意見、御質問をいただきたいと思います。

【池上教授】 最初の質問に関連してですが、NPOというのは、特定非営利活動法人に限らないで考えていただきたい。今、すごく重要な局面というのは、ニューカマーの当事者集団が出始めているということだと思います。さきほどの私の質問とも関連しますが、その新しい人たちが、オールドカマーの経験をどうシェアして、共有して活動を展開していくか、そのつながりがうまくできるように、行政が支援してあげるというのも大事なのではないかと考えているのです。

ですから、NPOの支援のときに、黙ってもきちっと日本語で書類が出てくるということを前提として、一般と同じでいいとやってしまうと、そこに実は大きなハードルがあることになります。多文化共生の分野で、当事者グループが自分たちの足で立つのに、やはり今の時点では、まだニューカマーに対しては行政の支援が必要だし、これまでであるところとの連携等をうまくとっていく必要があると思っています。

【山脇座長】 ありがとうございます。

やはり神奈川県の場合は、在日コリアン、あるいは華僑・華人の取組の蓄積があって、そこが支えになっているということが大きいのでしょうか。

【川口課長】 そうですね。

【山脇座長】 ニューカマーだけだと、今、池上さんがおっしゃったように、なかなかそういった市民活動、NPOにかかわってくるのは難しいので、そことの連携もかなりハードルは高いのが現状なのかなと私も思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、皆さん考えている間にお伺いしたいと思います。今日、ソーシャルワーカーの養成について、2つの県から取組の紹介がありましたが、神奈川県 の制度について、あまり御説明はなかったと思います。先ほどの愛知県の制度の説明を聞いていただいて、大体同じような制度だと感じられたのか、あるいは、愛知県と比べると自分たちのところはここが違う、あるいは特徴があるという点があれば御紹介いただきたいと思います。

【川口課長】 神奈川県でも、昨年度初めて多文化ソーシャルワーカー養成講座というものを始めました。かながわコミュニティカレッジという県民向けのいろいろな講座を設ける制度が新しく立ち上がって、そこの中の一講座として去年初めてやりました。今年2年目ということで、また年明けぐらいから二、三カ月かけて第二弾が始まりますが、最初のところで対象を特に限っているわけではないのですが、大体第1回に来た方を見ると、どこかで会ったことのあるような方が多い。つまり、既にいろいろな分野で活躍されている方々が、体系的に多文化ソーシャルワークというものをみんなで集まってやってみようということで、第1回目でしたので、そういった形でやったということがあります。

あと、愛知県の実際の研修の内容を詳しく承知していないので、比べてどうかというのは分からないのですが、本県に蓄積されている人材、例えば、かながわ国際交流財団の実務者としてずっとやってこられた方ですとか、あとは、先ほど申し上げたM I Cかながわで理事長をやっておられて、現在はメディカルソーシャルワーカーを病院でやっておられる方ですとか、あとは、川崎とか横浜で実際に相談員をやっておられる日系人の方ですとか、そういった方々が頭をつき合わせて、どのように研修プログラムを組んでいこうかというところから始めましたので、必ずしも研修の内容というのは同じではないのではないかと思います。

特徴的なこととして、最初、演劇から入るといふのがあります。県内にいちょう団地という県営団地がありまして、そこの中に非常に外国人が多いのですけれども、そこをモデルにして、「もみじ団地における一日」という設定にしています。

【山脇座長】 スキットみたいなものですか。

【川口課長】 そうですね。その団地の中に住んでいる人たちが、いろいろな悩みを抱

えている。例えば、インドシナ難民が年を取ってしまって、なかなか息子も寄りつかなくて、老夫婦が二人で暮らしているとか、あと、子どもが不登校になっているとか、そういったものをまず劇として見せる。それで、受講者の人たちが、その問題というのを非常に身近なものとして感じられるような導入部分をつくって、そこからいろいろな方面に広げていくというような、非常に特色的な内容になっております。その講師も、県内で活動されている方が中心になってやっていますので、そういう部分で特色があるのではないかと思います。

【山脇座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。まだ御発言ない方、どうでしょうか。よろしいですか。

【池上教授】 では、私ばかりで申し訳ないですが、2つ目の質問のことについて。

必ずしも何らかのエスニックなグループを母体としていなくても、外国人代表会議というのは成り立つと思います。問題は、そこでの合意なり何なりを、その当該コミュニティにフィードバックできるかどうかということで、やはり母体がないとフィードバックは難しいですね。構成員がエスニックコミュニティのニーズみたいなものを会議で発言はできるけれど、それをフィードバックするのが難しい。私が静岡県で幾つかの事例を見ている中で、そこが強く感じるところです。

【山脇座長】 ありがとうございます。

あと、私からも伺いたいのですが、新宿区の場合、今はまだそういった外国人の会議がないそうですけれども、先ほど区長のマニフェストには入っているというお話があったかと思えます。実現に向けて今検討されているのかどうか。また、検討されている場合に、どんなことが課題というか、ハードルとして上がってきているのか、その辺がもしあればお話しいただきたいと思えます。

【山田課長】 うちの場合は、外国人区民会議の一つ前に、自治基本条例という条例をつくらうとしています。自治基本条例は、よく自治体における憲法だといった言い方をする場合もあると思いますが、そこで、最初に条例の定義規定があるときに、区民の定義というところが、まずやっぱり一つ議論になると思っています。在住・在勤・在学・在活ぐらいの話までは言えますけれども、その場合に、外国人を含むのか含まないのか。今、区がつくっている基本構想なり総合計画では、入っています。そうすると、自治基本条例には、通常は区民の区政への参画とか、区政へのかかわりということが何らかの形で規定されていくはずなのです。そこで、区民としての意思なり考え方というのをどういう形で採

り上げるのか、例えば、住民投票が規定されるのか、あるいは、議会との関係をどういうふうにしていくのかがあります。最初にその議論をしっかりやった上で、条例というものがつくられないと、外国人区民会議という次の話にはなっていないのではないかと思います。

まずは自治基本条例の議論をしっかりやってもらって、区としての考え方をつくった上で、それを実現するための手段が外国人区民会議であるということであれば、そういうものを次のステップとしてつくっていく。そういう流れになってくると考えています。

【山脇座長】 現在は、その自治基本条例の検討をしているということですね。

【山田課長】 はい。

【山脇座長】 わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、終了時間に近づきましたので、全体を通しての審議はここまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

これで、前回から行われてきた事例紹介、6つの自治体から御報告をいただき、一通り終わりましたけれども、次回以降の進め方について、事務局から提案があるそうなので伺いたいと思います。

【事務局】 ここまで自治体のメンバーの皆様方から御発表いただきまして、御協力ありがとうございました。

今後、これに基づいて報告書をつくったり、今後の課題をまとめたりしていきますが、当初予定では4回程度の開催としていまして、次回、本当は取りまとめをしなければいけないことになっています。とは言いつつも、中身の話を検討する時間を今までなかなか割けなかったというところもありまして、お忙しい皆様にはまことに申しわけないのですが、もう一回会合を開催してはどうかと思っております。3月末には、当然のことながら取りまとめを行いますので、その前ということになると、ちょうどお忙しい時期と思いますが、2月から3月上旬ぐらいまででやるということはどうでしょうかという御提案です。

【赤松国際室長】 ちょっと補足をさせていただきますと、当初4回ということで御説明させていただきましたが、一番最初に当意見交換会をどう回していくのかという説明をしました際に、趣旨としては、いろんな地域の先進事例を集めて議論することによって、相違事例や共通事例を分析して、まず何か方向が出せないのか、それを抽出した後で、来年度以降に向けて、さらに掘り下げましょうというステップですとお話ししました。正直言いまして、今の時点では一般論としての意見交換ができていなくて、それぞれ個別の事

例を発表していただいただけですので、ここで事務局で論点をもう少し整理しまして、共通点や相違点も含めて、課題設定をどうするのかをまとめた上で、一回、やはり皆さんで議論する機会を設けていただきたいという趣旨です。

さらに次年度に向けての方向性までできればいいのですが、おそらく時間的にはここまですでも精いっぱいだろうと思います。これを踏まえて、最後の5回目で、報告書をどうするかという定例的なこととともに、次年度以降、どういうフレームで掘り下げていけばいいですかということをやらせていただきたいと考えています。最終回を区切りとしてしまいますと、次年度の開催は非常に立ち上げが遅くなるのが通例ですので、年度が変わってなるべく早く立ち上げるためにも、実質上2年間連続したような審議を進め、5回目の検討会は、その橋渡しみたいな形の役割も兼ねてやりたいと考えています。そういう日程感からいきますと、お忙しいというのを承知の上で、1回はやはりフリーディスカッションをしていただく機会をいただきたいという趣旨ですので、ぜひ御理解をいただければと思います。

【山脇座長】 ありがとうございます。

私も前回、今回で6つ事例を報告してもらって、それを載せる事例報告集ということだけであれば、あと一回でいいと思うのですが、やはりせっかく皆さん、こうした各分野のフロントランナーとして集まっていますので、その事例についてのある種の分析、そして、今後の地方自治体における多文化共生の取組の方向性に関して、ぜひ議論をしたいと思います。そうすると、あと一回では足りないようなので、もう一回、計5回ということになるかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、本意見交換会は、年度末、3月までにあと2回開催する方向で、事務局を通じて皆さんのスケジュール調整を図っていきたいと思います。

では、事務局から今後のスケジュールについて、お願いします。

【事務局】 次回の日程については、ぜひ皆様方、メンバー御本人に御参加いただければと思っているところもありますので、幅広く調整をしたいと思っています。

また、毎度の御連絡でございますが、今回の議事録につきましては、また精査の上、皆様にお配りして公開という運びにしたいと思います。

あと、本日の資料については、基本的に公開させていただくということで御異論がなければ、ホームページに掲載させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【山脇座長】 ありがとうございます。

終了前に情報提供ですが、先週、群馬県の太田市で外国人集住都市会議が開催されました。パンフレットを持ってきましたので、御関心のある方は、ぜひご覧いただきたいと思います。特に、集住都市における取組が整理されてまとめてあるのですが、これは他の自治体にとっても参考になる内容だと思いますので、ぜひご覧いただきたいと思います。事務局は太田市ですので、太田市に問い合わせをすれば、こういった資料も手に入れることは可能ではないかと思います。

何か皆さんから情報提供等ありましたら伺いたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、これもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(以上)